

▲Universal Oneサービス契約約款 (第7編) (平成23年BNSネサ第100017号)

実施 平成23年5月10日

目次

第1章 総則	3
第1条 約款の適用	3
第2条 約款の変更	3
第3条 約款の公表	3
第4条 用語の定義	3
第2章 Group-Etherサービスの提供区間等	5
第5条 Group-Etherサービスの提供区間等	5
第3章 契約	5
第6条 契約の種別	5
第7条 VPNアクセスサービスの品目	5
第8条 契約の単位	5
第9条 加入者回線の終端	5
第10条 加入者回線又は他社接続契約者回線の収容	5
第11条 Group-Etherサービス区域	5
第12条 契約申込の方法	6
第13条 同上	6
第14条 契約申込の承諾	6
第15条 最低利用期間	6
第16条 品目等の変更	6
第17条 加入者回線の移転	7
第18条 他社接続契約者回線収容部の変更	7
第19条 その他の契約内容の変更	7
第20条 利用権の譲渡	7
第21条 Group-Etherサービス契約者が行うGroup-Etherサービス契約の解除	8
第22条 当社が行うGroup-Etherサービス契約の解除	8
第23条 その他の提供条件	8
第4章 回線相互接続	8
第24条 当社又は他社の電気通信回線の接続	8
第5章 利用中止等	8
第25条 利用中止	8
第26条 利用停止	9
第27条 接続休止	9
第6章 通信	10
第28条 通信利用の制限	10
第29条 加入者回線による制約	10
第7章 料金等	11
第30条 料金及び工事に関する費用	11
第31条 利用料の支払義務	11
第32条 手続きに関する料金の支払義務	11
第33条 工事費の支払義務	12
第34条 料金の計算方法等	12

第35条	割増金	12
第36条	延滞利息	12
第8章	保守	12
第37条	VPNアクセス契約者の維持責任	12
第38条	VPNアクセス契約者の切分責任	12
第39条	修理又は復旧の順位	13
第9章	損害賠償	13
第40条	責任の制限	13
第41条	免責	14
第10章	雑則	14
第42条	承諾の限界	14
第43条	Group-Etherサービスの廃止	14
第44条	利用に係るGroup-Etherサービス契約者の義務	15
第45条	契約者からの加入者回線の設置場所の提供等	15
第46条	技術資料の閲覧	15
第47条	法令に規定する事項	15
第48条	個人情報の取扱い	15
第49条	閲覧	15
別記		16
1	Group-Etherサービスの提供区間等	16
2	Group-Etherサービス契約者の地位の承継	16
3	Group-Etherサービス契約者の氏名等の変更の届出	16
4	加入者回線の設置場所の提供等	16
5	加入者回線への自営端末設備の接続	16
6	自営端末設備に異常がある場合等の検査	17
7	加入者回線への自営電気通信設備の接続	17
8	自営電気通信設備に異常がある場合等の検査	18
9	当社の維持責任	18
10	個人情報の開示	18
11	新聞社等の基準	18
12	技術資料の項目	18
13	特定電気通信事業者	18
14	Group-Etherサービスの提供に係る特定電気通信事業者の電気通信サービスの契約	18
15	利用権に関する事項の証明	19
16	支払証明書の発行	20
料金表		21
通則		21
第1表	料金（附帯サービスの料金を除きます。）	23
第1	利用料	23
第2	手続きに関する料金	34
第2表	工事に関する費用	35
第1	工事費	35
第3表	附帯サービスに関する料金	37

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）に基づき、このUniversal Oneサービス契約約款（第7編）約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これによりUniversal Oneサービス第5種（当社がこの約款以外の契約約款、利用約款及び料金表を定め、それにより提供するものを除きます。以下、Group-Etherサービスといいます。）を提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は、この約款を変更するときは、当社のホームページ（<http://www.ntt.com/tariff/comm/>）によるほか当社が別に定める方法により通知します。

(約款の公表)

第3条 当社は、当社のホームページ（<http://www.ntt.com/tariff/comm/>）その他当社が別に定める方法により、この約款を公表します。

(用語の定義)

第4条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 イーサネット網	主としてデータ通信の用に供することを目的として、イーサネットフレームにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備をいいます。以下同じとします。）
4 Group-Etherサービス	イーサネット網を使用して行う電気通信サービス
5 Group-Etherサービス取扱所	(1) Group-Etherサービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託によりGroup-Etherサービスに関する契約事務を行う者の事業所
6 特定電気通信事業者	別記13に定める電気通信事業者
7 加入者回線	Group-Etherサービス契約に基づき、別記14の契約に定める電気通信サービスを使用して、Group-Etherサービス取扱所に設置される交換設備等と契約の申込者が指定する場所との間に当社が設置する電気通信回線
8 他社接続契約者	特定電気通信事業者と契約の申込者の契約に基づき、

回線	Group-Etherサービス取扱所に設置される交換設備等と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
9 Group-Etherサービス契約	当社からGroup-Etherサービスの提供を受けるための契約
10 Group-Etherサービス契約者	当社とGroup-Etherサービス契約を締結している者
11 V P Nアクセスサービス	加入者回線を使用してイーサネット網に接続するための電気通信サービス又は他社接続契約者回線とイーサネット網を接続する電気設備サービス
12 V P Nアクセス契約	当社からV P Nアクセスサービスの提供を受けるための契約
13 V P Nアクセス契約者	当社とV P Nアクセス契約を締結している者
14 V P Nグループ	相互に通信を行うことのできるV P Nアクセス契約から構成されるグループ
15 V P N代表者	そのV P Nグループを構成するV P Nアクセス契約者であって、V P Nグループの設定及び変更等の手続きを代表して行う者としてそのV P Nグループを構成するすべてのV P Nアクセス契約者の承諾を受けた者
16 V P Nセンター契約	V P Nアクセス契約者が相互に通信を行うため及びV P N代表者がV P Nグループの設定及び変更等の手続きを行うための契約
17 V P Nセンター契約者	当社とV P Nセンター契約を締結している者
18 V P Nグループ識別共通符号	V P Nグループを識別するための英字及び数字の組み合わせであって、V P Nセンター契約に基づいて当社がV P Nセンター契約者に割り当てるもの
19 V P Nアクセス契約識別符号	V P Nアクセスを識別するための英字及び数字の組み合わせであって、V P Nアクセス契約に基づいて当社がV P Nアクセス契約者に割り当てるもの
20 D S L回線	別記14の(1)に掲げる契約に基づいて設置される特定電気通信事業者の電気通信設備
21 光アクセス回線	別記14の(2)に掲げる契約に基づいて設置される特定電気通信事業者の電気通信設備
22 端末設備	加入者回線又は他社接続契約者回線の終端に接続される電気通信設備であって1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内又は同一の建物内であるもの
23 自営端末設備	Group-Etherサービス契約者が設置する端末設備
24 自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの

25 技術基準等	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及び端末設備等の接続の技術的条件
26 起算開始日	第15条（最低利用期間）に規定する最低利用期間に係る期間について、その期間を起算する日
27 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 Group-Etherサービスの提供区間等

（Group-Etherサービスの提供区間等）

第5条 当社のGroup-Etherサービスは、別記1に定める提供区間において提供します。

第3章 契約

（契約の種別）

第6条 Group-Etherサービスに係る契約には、次の種別があります。

- (1) VPNアクセス契約
- (2) VPNセンター契約

（VPNアクセスサービスの品目）

第7条 VPNアクセスサービスには、料金表第1表（料金）第1（利用料）に定める品目及び通信又は保守の態様による細目があります。

（契約の単位）

第8条 Group-Etherサービスの契約の単位は、次のとおりとします。

- (1) VPNアクセス契約の場合
当社は、1のVPNアクセス契約識別符号ごとに1の契約を締結します。この場合、VPNアクセス契約者は1の契約につき1人に限ります。
- (2) VPNセンター契約の場合
当社は、1のVPNグループ識別共通符号ごとに1の契約を締結します。

（加入者回線の終端）

第9条 当社は、VPNアクセス契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、回線終端装置を設置し、これを加入者回線の終端とします。

- 2 当社は、前項の加入者回線の終端に係る地点を定めるときは、VPNアクセス契約者と協議します。

（加入者回線又は他社接続契約者回線の収容）

第10条 当社は当社が指定するGroup-Etherサービス取扱所の回線収容部等に加入者回線又は他社接続契約者回線を収容します。

- 2 当社は、技術上及び業務遂行上やむをえない理由があるときは、他のGroup-Etherサービス取扱所の回線収容部等への収容の変更を行うことがあります。

（Group-Etherサービス区域等）

第11条 当社は、料金表第1表（料金）第1（利用料）に定めるところにより、Group-Etherサービス区域を設定します。

- 2 当社は、Group-Etherサービス区域を表示する図表をそのGroup-Etherサービス区域内の契約事務を行うGroup-Etherサービス取扱所において閲覧に供します。

(契約申込の方法)

第12条 VPNアクセス契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うGroup-Etherサービス取扱所に提出していただきます。

- (1) VPNアクセスサービスの品目及び通信又は保守の態様による細目
- (2) 他社接続契約者回線に係る特定電気通信事業者の氏名又は名称
- (3) 加入者回線又は他社接続契約者回線の終端の場所
- (4) 所属するVPNグループ
- (5) その他申込みの内容を特定するための事項

第13条 VPNセンター契約の申込みをするときは、VPN代表者が、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うGroup-Etherサービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 当該VPNグループに所属するVPNアクセス契約
- (2) 当社が別に定める通信を行う場合における通信相手先の電気通信サービスの名称、契約者名及びVPNグループ（それに相当するものを含みます。）
- (3) その他申込みの内容を特定するための事項

(注) 本条第1項第2号に規定する当社が別に定める通信は、Universal Oneサービス契約約款（第4編）に規定するイーサネット通信サービスに係る電気通信設備との間で行う通信とします。

(契約申込の承諾)

第14条 当社は、Group-Etherサービス契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのGroup-Etherサービス契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) Group-Etherサービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) Group-Etherサービス契約の申込みをした者がGroup-Etherサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 所属するVPNグループのVPNセンター契約者の承諾がないとき（VPNアクセス契約者に係るときに限ります。）。
- (4) VPNセンター契約者の名義が、そのVPNグループを構成するVPNアクセス契約者の名義と一致しないとき（VPNセンター契約者に係るときに限ります。）。
- (5) VPNアクセス契約の申込をした者が、他社接続契約者回線について特定電気通信事業者と契約を締結している者と同一にならないとき。
- (6) 他社接続契約者回線との接続に関し、特定電気通信事業者の承諾が得られないとき。
- (7) その他Group-Etherサービスに係る当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(最低利用期間)

第15条 VPNアクセス契約には、料金表第1表（料金）第1（利用料）に定めるところにより最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、VPNアクセスサービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。

3 VPNアクセス契約者は、前項の最低利用期間内にVPNアクセス契約の解除又は品目の変更があったときは、当社が定める期日までに、料金表第1表に定める額を支払っていただきます。

(品目等の変更)

第16条 当社は、VPNアクセス契約者から請求があったときは、VPNアクセス契約の品目及び通信又は保守の態様による細目の変更を行います。

ただし、料金表第1表(料金)第1(利用料)に別段の定めがある場合を除きます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第14条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(加入者回線の移転)

第17条 VPNアクセス契約者は、加入者回線の移転の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第14条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(他社接続契約者回線収容部の変更)

第18条 Group-Etherサービス契約者は、他社接続契約者回線に係る終端の場所について変更の申込みを特定電気通信事業者に行うときは、その内容について契約事務を行うGroup-Etherサービス取扱所に届け出ていただきます。

2 前項の届出により、その他者接続契約者回線について他のGroup-Etherサービス取扱所の回線収容部への収容の変更を行う必要が生じたときは、当社は、その変更を行います。

ただし、第14条(契約申込の承諾)第2項各号のいずれかに該当するときはその変更を行わないことがあります。

3 前項ただし書きの場合において、Group-Etherサービスを利用できないことがあります。この場合、当社は、そのGroup-Etherサービス契約者にそのことを通知します。

(その他の契約内容の変更)

第19条 当社は、Group-Etherサービス契約者から請求があったときは、第12条(契約申込の方法)第4号及び第5号並びに第13条に規定する契約内容の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は第14条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(利用権の譲渡)

第20条 利用権(Group-Etherサービス契約者がGroup-Etherサービス契約に基づいてGroup-Etherサービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。)の譲渡は、当社の承諾を受けなければ、その効力を生じません。

2 利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により契約事務を行うGroup-Etherサービス取扱所に請求していただきます。ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 当社は、前項の規定により利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

(1) 利用権を譲り受けようとする者が、Group-Etherサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) 所属VPNグループのVPN代表者の承諾が得られないとき。(VPNアクセス契約に係るときに限ります。)

(3) その譲渡により、VPNセンター契約者の名義が、そのVPNグループを構成するVPNアクセス契約者の名義と一致しないとき。

(4) VPNアクセス契約をした者が、他社接続契約者回線について特定電気通信事業者と契約を締結している者と同一にならないとき。

(5) 他社接続契約者回線との接続に関し、特定電気通信事業者の承諾が得られないと

き。

- (6) その他Group-Etherサービスに係る当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
4 利用権の譲渡があったときは、譲受人は、Group-Ether契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

(Group-Etherサービス契約者が行うGroup-Etherサービス契約の解除)

第21条 Group-Etherサービス契約者は、Group-Etherサービス契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ契約事務を行うGroup-Etherサービス取扱所に書面により通知していただきます。

- 2 当社は、VPNセンター契約者が前項によりVPNセンター契約を解除しようとするときは、そのVPNグループに所属するすべてのVPNアクセス契約を解除します。この場合、当社はあらかじめVPNアクセス契約者にそのことを通知します。

(当社が行うGroup-Etherサービス契約の解除)

第22条 当社は、第26条（利用停止）の規定によりGroup-Etherサービスの利用を停止されたGroup-Etherサービス契約者が、なおその事実を解消しないときは、そのGroup-Etherサービス契約を解除することがあります。

- 2 当社は、Group-Etherサービス契約者が第26条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実がGroup-Etherサービスに係る当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、Group-Etherサービスの利用停止をしないでそのGroup-Etherサービス契約を解除することがあります。
- 3 当社はGroup-Etherサービス契約者からGroup-Etherサービス契約又はVPNアクセス契約に係る他社接続契約者回線の契約について、契約解除があった旨の申出があったとき又はその事実を知ったときはGroup-Etherサービス契約を解除することがあります。
- 4 当社は、前3項によりVPNセンター契約を解除しようとするときは、そのVPNグループに所属するすべてのVPNアクセス契約を解除します。
- 5 当社は、前4項の規定により、そのGroup-Etherサービス契約を解除しようとするときは、あらかじめGroup-Etherサービス契約者にそのことを通知します。

(その他の提供条件)

第23条 Group-Etherサービス契約に係るその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

第4章 回線相互接続

(当社又は他社の電気通信回線の接続)

第24条 VPNアクセス契約者は、その加入者回線の終端において又はそれらの終端に接続されている電気通信設備を介して、その加入者回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信サービスに係る電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を契約事務を行うGroup-Etherサービス取扱所に提出していただきます。

- 2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。

第5章 利用中止等

(利用中止)

第25条 当社は、次の場合には、そのGroup-Etherサービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 第28条（通信利用の制限）の規定により、通信利用を中止するとき。
- 2 当社は、前項の規定によりGroup-Etherサービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことをGroup-Etherサービス契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第26条 当社は、Group-Etherサービス契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（そのGroup-Etherサービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったGroup-Etherサービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのGroup-Etherサービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 第44条（利用に係るGroup-Etherサービス契約者の義務）の規定に違反したとき。
- (3) 加入者回線に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続したとき。
- (4) 加入者回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を加入者回線から取りはずさなかったとき。
- (5) 料金表第1表（料金）に別段の定めがあるときはその定めに該当するとき。
- (6) 前5号のほか、この約款の規定に反すると合理的に判断できる行為であって、Group-Etherサービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定によりGroup-Etherサービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をGroup-Etherサービス契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(注) 本条第1項第5号に規定する別段の定めの内容は、カテゴリー2に係るVPNアクセス契約者が、その利用時間が連続する2料金月（1の暦月の起算日（当社がVPNアクセス契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）においてそれぞれ96時間を超えるときに、当社の要請にもかかわらずカテゴリー1へ利用形態による区別の変更を行わないときとします。

(接続休止)

第27条 当社は、他社接続契約者回線の休止又は一部若しくは全部の廃止又は特定電気通信事業者との契約の解除により、Group-Etherサービス契約者がGroup-Etherサービスを全く利用できなくなったときは、そのGroup-Etherサービスについて接続休止（Group-Etherサービスに係る電気通信設備を他に転用することを条件としてそのGroup-Etherサービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）とします。

ただし、そのGroup-Etherサービスについて、Group-Etherサービス契約者から契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

- 2 当社は、前項の規定により、接続休止をしようとするときは、あらかじめ、そのGroup-Etherサービス契約者にそのことを通知します。
- 3 第1項の接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、その契約は解除されたものとして取り扱います。この場合、そのGroup-Etherサービス契約者にそのことを通知します。

第6章 通信

(通信利用の制限)

第28条 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に係る契約者回線等（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りします。）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域への通信を中止する措置を含みます。）をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記11の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

- 2 通信が著しくふくそうした場合は、通信が相手先に着信しないことがあります。
- 3 当社は、当社の設備を不正アクセス行為から防御するために必要な場合には、Group-Etherサービスの全部又は一部の利用を中止することがあります。

(加入者回線による制約)

第29条 V P Nアクセス契約者は、当社又は別記13に掲げる特定電気通信事業者の契約約款及び料金表の定めるところにより、加入者回線を使用することができない場合（当社が別に定める理由により、使用することができない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）においては、Group-Etherサービスを利用することはできません。

(注) 本条に規定する当社が別に定める理由は、D S L回線に係る別記13に掲げる特定電気通信事業者の契約約款及び料金表に規定するD S L方式に起因する事象によるものとします。

第7章 料金等

(料金及び工事に関する費用)

第30条 当社が提供するVPNアクセスサービスの料金は、利用料及び手続きに関する料金とし、料金表第1表(料金)に定めるところによります。

2 当社が提供するVPNアクセスサービスの工事に関する費用は、工事費とし、料金表第2表(工事に関する費用)に定めるところによります。

(利用料の支払義務)

第31条 VPNアクセス契約者は、そのVPNアクセス契約に基づいて当社がVPNアクセスサービスの提供を開始した日から起算して、VPNアクセス契約の解除があった日の前日までの期間(提供を開始した日と解除のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、料金表第1表(料金)第1(利用料)に規定する利用料の支払いを要します。

2 前項の期間において、VPNアクセスサービスを利用することができない状態が生じたときの利用料の支払いは、次によります。

(1) 利用停止があったときは、VPNアクセス契約者は、その期間中の利用料の支払いを要します。

(2) 前号の規定によるほか、VPNアクセス契約者は、次の場合を除き、VPNアクセスサービスを利用できなかった期間中の利用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 VPNアクセス契約者の責めによらない理由により、そのVPNアクセスサービスを全く利用できない状態が生じた場合(2欄及び3欄に該当する場合を除きます。)にそのことを当社が知った時刻から起算して、96時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)に対応するそのVPNアクセスサービスについての料金
2 当社の故意又は重大な過失によりそのVPNアクセスサービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのVPNアクセスサービスについての料金
3 他社接続契約者回線の回線収容部の変更又は加入者回線の移転に伴って、VPNアクセスサービスを利用できなくなった期間が生じたとき(VPNアクセス契約者の都合によりVPNアクセスサービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。)	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのVPNアクセスサービスについての料金

3 当社は支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

4 前項の場合において、1以上の料金月の料金が重複して支払われた結果、過払い金が発生したときは、当社はそれ以後の料金月の料金でその過払い金を相殺して返還することがあります。

(手続きに関する料金の支払義務)

第32条 VPNアクセス契約者は、VPNアクセスサービスに係る手続きを要する請求

をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表（料金）第2（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

（工事費の支払義務）

第33条 V P Nアクセス契約者は、V P Nアクセス契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表（工事に関する費用）第1（工事費）に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にそのV P Nアクセス契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、V P Nアクセス契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（料金の計算方法等）

第34条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

（割増金）

第35条 V P Nアクセス契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

（延滞利息）

第36条 V P Nアクセス契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

（注）本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

第8章 保守

（V P Nアクセス契約者の維持責任）

第37条 V P Nアクセス契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

（V P Nアクセス契約者の切分責任）

第38条 V P Nアクセス契約者は、V P Nアクセスサービスを利用することができなくなったときは、加入者回線等（他社接続契約者回線を含みます。）に係る自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、V P Nアクセス契約者から請求があったときは、当社は、Group-Etherサービス取扱所において試験を行い、その結果をV P Nアクセス契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、VPNアクセス契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、VPNアクセス契約者によるその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理又は復旧の順位)

第39条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合には、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第28条（通信利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関とのGroup-Etherサービス契約に係るもの 水防機関とのGroup-Etherサービス契約に係るもの 消防機関とのGroup-Etherサービス契約に係るもの 災害救助機関とのGroup-Etherサービス契約に係るもの 警察機関とのGroup-Etherサービス契約に係るもの 防衛機関とのGroup-Etherサービス契約に係るもの 輸送の確保に直接関係のある機関とのGroup-Etherサービス契約に係るもの 通信の確保に直接関係のある機関とのGroup-Etherサービス契約に係るもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関とのGroup-Etherサービス契約に係るもの
2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関とのGroup-Etherサービス契約に係るもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関とのGroup-Etherサービス契約に係るもの 選挙管理機関とのGroup-Etherサービス契約に係るもの 別記11の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関とのGroup-Etherサービス契約に係るもの 預貯金業務を行う金融機関とのGroup-Etherサービス契約に係るもの 国又は地方公共団体の機関とのGroup-Etherサービス契約に係るもの （第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

第9章 損害賠償

(責任の制限)

第40条 当社は、Group-Etherサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのGroup-Etherサービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して96時間以上その状態が連続したときに限り、そのGroup-Etherサービス契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、次表に掲げるいずれかの料金額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

区 別	賠 償 す る 額
1 そのVPNアクセスサービスを全く利用できない状態が生じた場合で、96時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）に対応するそのVPNアクセスサービスについての料金表第1表（料金）第1（利用料）に規定する基本額
2 そのGroup-Etherサービスを全く利用できない状態が生じた場合で、96時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）に対応するそのGroup-Etherサービスについての料金表第1表第1に規定する基本額

3 当社の故意又は重大な過失によりGroup-Etherサービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

（注）本条第2項の場合において、時間に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

（免責）

第41条 当社は、VPNアクセスサービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、VPNアクセス契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、技術的条件の規定の変更（Group-Etherサービス取扱所に設置する交換設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現に当社が設置する電気通信回線設備に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第10章 雑則

（承諾の限界）

第42条 当社は、Group-Etherサービス契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等Group-Etherサービスに係る当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

（Group-Etherサービスの廃止）

第43条 当社は、Group-Etherサービスの一部又は全部を廃止することがあります。

2 前項の規定によるGroup-Etherサービスの一部又は全部の廃止があったときは、その専用サービスの一部又は全部に係る契約は終了するものとします。

3 当社は、Group-Etherサービスの一部又は全部の廃止に伴い、Group-Etherサービス契約者又は第三者に発生する損害については、一切の責任を負わないものとします。

4 当社は、第1項の規定によりGroup-Etherサービスの一部又は全部を廃止しようと

するときは、そのことを相当な期間において、あらかじめGroup-Etherサービス契約者に通知します。

(利用に係るGroup-Etherサービス契約者の義務)

第44条 Group-Etherサービス契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社がGroup-Etherサービス契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。
ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
 - (2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
 - (3) 当社がGroup-Etherサービスに係る業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がGroup-Etherサービス契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
 - (4) 当社がGroup-Etherサービス契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
 - (5) 映像配信又はファイル配信に代表される、定常的に高いトラフィックを発生させるマルチキャスト通信を行わないこと。
 - (6) 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為を行わないこと。
- 2 Group-Etherサービス契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(契約者からの加入者回線の設置場所の提供等)

第45条 VPNアクセス契約者からの加入者回線の設置場所の提供等については、別記4に定めるところによります。

(技術資料の閲覧)

第46条 当社は、当社が指定する当社の事業所において、Group-Etherサービスを利用するうえで参考となる別記12の事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

(法令に規定する事項)

第47条 Group-Etherサービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項については、別記5から9までに定めるところによります。

(個人情報の取扱い)

第48条 当社は、Group-Etherサービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、別記10及び当社が別に定めるところによります。

(閲覧)

第49条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

別記

1 Group-Etherサービスの提供区間等

Group-Etherサービスは、次に掲げる提供区間において提供します。

- (1) 加入者回線の終端相互間又はGroup-Etherサービス取扱所に収容する他社接続契約者回線の接続点の相互間
- (2) 加入者回線の終端とGroup-Etherサービス取扱所に収容する他社接続契約者回線の接続点の相互間
- (3) 加入者回線の終端又はGroup-Etherサービス取扱所に収容する他社接続契約者回線の接続点とサービスインタワークポイント（イーサネット網とUniversal Oneサービス契約約款（第4編）に定めるイーサネット網との接続点をいいます。以下この欄において同じとします。）との間

2 Group-Etherサービス契約者の地位の承継

- (1) 第20条（利用権の譲渡）に規定するほか、相続又は法人の合併若しくは分割によりGroup-Etherサービス契約者の地位の承継があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて契約事務を行うGroup-Etherサービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) (2)の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

3 Group-Etherサービス契約者の氏名等の変更の届出

- (1) Group-Etherサービス契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所について変更があったときは、速やかに契約事務を行うGroup-Etherサービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

4 他社接続契約者回線又は加入者回線の設置場所の提供等

- (1) 他社接続契約者回線又は加入者回線の終端のある構内若しくは建物内において、当社が加入者回線及び端末設備を設置するために必要な場所は、そのVPNアクセス契約者から提供していただきます。
- (2) 当社がVPNアクセス契約に基づき設置する電気通信設備に必要な電気は、VPNアクセス契約者から提供していただくことがあります。
- (3) VPNアクセス契約者は、他社接続契約者回線又は加入者回線の終端のある構内若しくは建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

5 他社接続契約者回線又は加入者回線への自営端末設備の接続

- (1) VPNアクセス契約者は、その他社接続契約者回線若しくは加入者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その他社接続契約者回線又は加入者回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」をいいます。）様式第7号の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末機器をいいます。）、技術基準等に適合することについて事業法第86条第1項に規定する登録認定機関又は事業法第104条第2項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末機器、又は技術基準適合認定規則様式第14号に規定する表示を付された特定端末機器（技術基準適合認定規則第3条第2項で定める端末設備の機器をいいます。）

- 以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
- ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
- イ その接続が、事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、次の場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- ア 技術基準適合認定規則様式第7号又は第14号の表示が付されている端末機器を接続するとき。
- イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) VPNアクセス契約者は、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。
- ただし、同規則第3条で定める場合は、その限りではありません。
- (6) VPNアクセス契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、(1)から(5)までの規定に準じて取り扱います。
- (7) VPNアクセス契約者は、その他社接続契約者回線又は加入者回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。
- 6 自営端末設備に異常がある場合等の検査
- (1) 当社は、他社接続契約者回線又は加入者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、VPNアクセス契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、VPNアクセス契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、VPNアクセス契約者は、その自営端末設備を他社接続契約者回線又は加入者回線から取りはずしていただきます。
- 7 他社接続契約者回線又は加入者回線への自営電気通信設備の接続
- (1) VPNアクセス契約者は、その他社接続契約者回線若しくは加入者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その他社接続契約者回線又は加入者回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その自営電気通信設備を特定するための事項を記載した所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
- ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
- イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) VPNアクセス契約者は、工事担任者規則第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。
- ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) VPNアクセス契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1)

から(5)までの規定に準じて取り扱います。

(7) VPNアクセス契約者は、その他社接続契約者回線又は加入者回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

他社接続契約者回線又は加入者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記6の規定に準じて取り扱います。

9 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

10 個人情報の開示

(1) 当社は、当社が保有している個人情報について、Group-Etherサービス契約者から請求があったときは、原則として開示をします。

(2) Group-Etherサービス契約者は、(1)の請求をし、その個人情報の開示（該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。）を受けたときは、当社が別に定める手数料の支払いを要します。

11 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準の全てを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準の全てを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

12 技術資料の項目

1 物理的条件
2 電気的条件
3 光学的条件
4 論理的条件

13 特定電気通信事業者

(1) 東日本電信電話株式会社

(2) 西日本電信電話株式会社

14 Group-Etherサービスの提供に係る特定電気通信事業者の電気通信サービスの契約

(1) DSL回線に係るもの

特定電気通信事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	IP通信網サービス契約（メニュー4のタイプ1（プラン2を除きます）及びタイプ2に係るものに限ります。）	IP通信網サービス契約約款

西日本電信電話株式会社	I P 通信網サービス契約（メニュー4のタイプ1及びタイプ2に係るものに限ります。）	I P 通信網サービス契約約款
-------------	--	-----------------

(2) 光アクセス回線に係るもの

特定電気通信事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	I P 通信網サービス契約（メニュー5-1のI型の100Mb/s品目のプラン2及びプラン3-1に係るもの、メニュー5-1のII型の100Mb/s品目に係るもの及び200Mb/s品目に係るもの、メニュー5-2のI型の100Mb/s品目に係るもの並びにメニュー5-2のII型の100Mb/s品目に係るもの及び200Mb/s品目に係るものに限ります。）	I P 通信網サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	I P 通信網サービス契約（メニュー5-1の100Mb/s品目のプラン2及びプラン3（それぞれ相当する電気通信サービスを含みます。）に係るもの、メニュー5-1の100Mb/s品目のプラン4及びプラン5に係るもの、メニュー5-1の200Mb/s品目のプラン5に係るもの、メニュー5-2の100Mb/s品目のカテゴリー1（相当する電気通信サービスを含みます。）に係るもの、メニュー5-2の100Mb/s品目のカテゴリー2及びカテゴリー3に係るもの並びにメニュー5-	I P 通信網サービス契約約款

	2の200Mb/s品目の カテゴリ3に係る ものに限りま。	
--	-------------------------------------	--

15 利用権に関する事項の証明

(1) 当社は、利害関係人から請求があったときは、利用権に関する次の事項を、当社の帳簿（電磁的記録により調整したものを含みます。）に基づき証明します。

ただし、証明の請求があった事項が過去のものであるときは、証明できないことがあります。

ア Group-Etherサービス契約の申込みの承諾年月日

イ Group-Etherサービス契約者の氏名又名称及び居所又は住所

ウ 加入者回線の終端のある場所

エ そのV P Nアクセスサービスの品目及び通信又は保守の態様による細目

オ 利用権の譲渡の承認の請求があったときは、その受付年月日及び受付番号

カ 利用権の移転があったときは、その効力が発生した年月日

キ 差押（滞納処分（国税徴収法（昭和34年法律第147号）による滞納処分及びその例による滞納処分をいいます。）によるものの場合にあつては、参加差押を含みます。）仮差押又は仮処分の通知があったときは、その受付年月日及び受付番号

ク その他当社が別に定める事項

(2) 利害関係人が(1)の規定により請求を行うときは、証明を受けたい事項を当社所定の書面に記入のうえ、契約事務を行うGroup-Etherサービス取扱所に提出していただきます。この場合、利害関係人は、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する手数料の支払いを要します。

16 支払証明書の発行

(1) 当社は、Group-Etherサービス契約者から請求があったときは、そのGroup-Etherサービス及び附帯サービスの料金その他の債務が既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。

(2) Group-Etherサービス契約者は、(1)の規定による請求をし、その支払証明書の発行を受けたときは、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する手数料及び郵送料等の支払いを要します。

料金表

通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、VPNアクセス契約者がそのVPNアクセス契約に基づき支払う料金のうち、利用料は料金月に従って計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、利用料をその利用日数に応じて日割します。
ただし、料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
 - (1) 料金月の初日以外の日によりVPNアクセス契約に係るサービスの提供の開始があったとき。
 - (2) 料金月の初日以外の日によりVPNアクセス契約の解除があったとき。
 - (3) 料金月の初日によりVPNアクセス契約に係るサービスの提供を開始し、その日にそのVPNアクセス契約の解除があったとき。
 - (4) 料金月の初日以外の日によりVPNアクセス契約の品目の変更等により利用料の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の利用料は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (5) 第31条(利用料の支払義務)第2項第2号の表の規定(当社の故意又は重大な過失によるものを除きます。)に該当するとき。
 - (6) 4の規定に基づく起算日の変更があったとき。
 - (7) 料金表第1表に規定するVPNアクセス契約に係る長期継続利用に係る料金の適用において、料金月の初日以外の日により長期継続利用の適用の開始又は廃止があったとき。
- 3 2の規定による利用料の日割は、料金月の日数により行います。この場合、第31条(利用料の支払義務)第2項第3号の表に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。
- 4 当社は、VPNアクセス契約に係るサービスに係る当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。
(端数処理)
- 5 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
(料金等の支払い)
- 6 VPNアクセス契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定するGroup-Etherサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 7 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
(料金の一括後払い)
- 8 当社は、当社に特別の事情がある場合は、6及び7の規定にかかわらず、VPNアクセス契約者の承諾を得て、2以上の料金月分の利用料を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。
(前受金)
- 9 当社は、料金又は工事に関する費用について、VPNアクセス契約者が希望する場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。
(注) 9に規定する当社が別に定める条件とは、前受金には利息を付さないことをいいます。
(消費税相当額の加算)
- 10 第31条(利用料の支払義務)から第33条(工事費の支払義務)までの規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額(税抜価格(消費税相当額を加算しない

額とします。以下同じとします。)に基づき計算された額とします。)に消費税相当額を加算した額とします。

上記算定方法により、支払いを要することになった額は、料金表に表示された額(税込価格(消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。))の合計と異なる場合があります。

(注1) この料金表に規定する料金額は、税抜価格とします。なお、かつこ内の料金額は、税込価格を表示します。

(注2) 関連法令の改正により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。

(料金等の臨時減免)

11 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のGroup-Etherサービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料

1 適用

品 目	内 容																
(1) Group-Etherサービス区域の設定	当社は、行政区画、その地域の社会的経済的諸条件、Group-Etherサービスの需要と供給見込み等を考慮してGroup-Etherサービス区域を設定します。																
(2) 品目及び細目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目を定めます。</p> <p>ア 品目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.5Mb/s</td> <td>D S L回線の終端への伝送方向については最大1.536Mbit/sまで、他の伝送方向については最大512Kbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>8 Mb/s</td> <td>D S L回線の終端への伝送方向については最大概ね8 Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね1 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>12Mb/s</td> <td>D S L回線の終端への伝送方向については最大概ね12Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね1 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>24Mb/s</td> <td>D S L回線の終端への伝送方向については最大概ね24Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね1 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>40Mb/s</td> <td>D S L回線の終端への伝送方向については最大概ね40Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね1 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>47Mb/s</td> <td>D S L回線の終端への伝送方向については最大概ね47Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね5 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>100Mb/s</td> <td>最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 Group-Etherサービス契約者は、所属V P Nグループを構成する契約者回線又は当社が別に定める当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信設備との間で通信を行うことができます。</p> <p>2 24Mb/s品目のものは、加入者回線の提供区域が別記13(2)に規定する特定電気通信事業者の係るものに限り提供します。</p>	品 目	内 容	1.5Mb/s	D S L回線の終端への伝送方向については最大1.536Mbit/sまで、他の伝送方向については最大512Kbit/sまでの符号伝送が可能なもの	8 Mb/s	D S L回線の終端への伝送方向については最大概ね8 Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね1 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	12Mb/s	D S L回線の終端への伝送方向については最大概ね12Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね1 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	24Mb/s	D S L回線の終端への伝送方向については最大概ね24Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね1 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	40Mb/s	D S L回線の終端への伝送方向については最大概ね40Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね1 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	47Mb/s	D S L回線の終端への伝送方向については最大概ね47Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね5 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	100Mb/s	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
品 目	内 容																
1.5Mb/s	D S L回線の終端への伝送方向については最大1.536Mbit/sまで、他の伝送方向については最大512Kbit/sまでの符号伝送が可能なもの																
8 Mb/s	D S L回線の終端への伝送方向については最大概ね8 Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね1 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの																
12Mb/s	D S L回線の終端への伝送方向については最大概ね12Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね1 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの																
24Mb/s	D S L回線の終端への伝送方向については最大概ね24Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね1 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの																
40Mb/s	D S L回線の終端への伝送方向については最大概ね40Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね1 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの																
47Mb/s	D S L回線の終端への伝送方向については最大概ね47Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね5 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの																
100Mb/s	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの																

(注) この備考の1欄に規定する当社が別に定める当社の提供する電気通信サービスは、Universal Oneサービス契約約款(第4編)に定めるイーサネット通信サービスとします。

イ 通信の態様による細目

(ア) 利用形態による区別

区 別	内 容
カテゴリー1	カテゴリー2以外のもの
カテゴリー2	その1料金における利用時間が96時間未満となるもの

備考

- 1 1のVPNグループを構成するアクセス契約の利用形態の区別は同一のものに限ります。
- 2 当社は、カテゴリー2に係るVPNアクセス契約者の1の料金月における利用時間を適宜測定します。
- 3 カテゴリー2に係るVPNアクセス契約者は、その利用時間が連続する2の料金月においてそれぞれ96時間を超えるときは、カテゴリー1へ利用形態を変更して頂きます。
- 4 当社は、2の場合において、当該VPNアクセス契約者がその利用形態をカテゴリー1へ変更しないときは、第26条(利用停止)を含む必要な措置をとることができるものとします。

(イ) アクセス回線による区別

区 別	内 容
クラス1	当社が提供する加入者回線を使って通信を行うことができるもの
クラス2	クラス1以外のもの

(ウ) 通信方式による区別

区 別	内 容
タイプ1	光アクセス回線を使用して通信を行うことができるもの
タイプ2	DSL回線を使用して通信を行うことができるもの

備考

- 1 タイプ1については100Mb/sに係る品目に限り提供します。
- 2 タイプ2については1.5Mb/s、8Mb/s、12Mb/s、24Mb/s、40Mb/s又は47Mb/sに係る品目に限り提供します。

(エ) 光アクセス回線の細目による区別
タイプ1に係るもの

区 別	内 容
コース1	その光アクセス回線が別記14(2)に定める特定電気通信事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-1（プラン2（相当する電気通信サービスを含みます。）のものに限ります。）を使用して加入者回線として提供されるもの
コース2	その光アクセス回線が別記14の(2)に定める特定電気通信事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-1（別記13の(1)に定める特定電気通信事業者に係るものときはI型の100Mb/s品目のプラン3-1に係るもの並びにII型の100Mb/s品目に係るもの及び200Mb/s品目に係るもの、別記13の(2)に定める特定電気通信事業者に係るものときは100Mb/s品目のプラン3（相当する電気通信サービスを含みます。）からプラン5までに係るもの及び200Mb/s品目のプラン5に係るものに限ります。）又はメニュー5-2（別記13の(1)に定める特定電気通信事業者に係るものときはI型の100Mb/s品目に係るもの並びにII型の100Mb/s品目に係るもの及び200Mb/s品目に係るもの、別記13の(2)に定める特定電気通信事業者に係るものときは100Mb/s品目のカテゴリー1（相当する電気通信サービスを含みます。）からカテゴリー3までに係るもの及び200Mb/s品目のカテゴリー3に係るものに限ります。）を使用して加入者回線として提供されるもの

(オ) 中継網による区別

区 別	内 容
メニュー1	別記13の(1)又は別記13の(2)に定める特定電気通信事業者に係る中継網の一部が二重化されているもの
メニュー2	別記13の(1)又は別記13の(2)に定める特定電気通信事業者に係る中継網の一部が二重化されていないもの
備考	メニュー2は、カテゴリー1に限り提供します。

(カ) 回線終端装置による区別

区 別	内 容
-----	-----

プラン1	当社が指定する回線終端装置を利用して、高速の符号伝送が可能であるもの
プラン2	プラン1以外のもの
備考 1 プラン1又はプラン2は、メニュー1に限り提供しません。 2 プラン1又はプラン2に係る回線終端装置は当社が指定するものとしします。	

ウ 保守の態様による細目

(ア) 加入者回線の保守の態様による区別

区 別	内 容
保守メニュー 1-1	午前9時から午後5時までの時間帯以外の時刻に、そのVPNアクセスサービス契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、午前9時から午後5時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとしします。）においてその修理又は復旧を行うもの
保守メニュー 1-2	保守メニュー1-1以外のもの

備考 VPNアクセス契約者は、そのVPNアクセス契約について、同一月において複数回の加入者回線の保守の態様による細目の変更（その細目の変更と同時に品目の変更を行う場合を除きます。）の請求を行うことはできません。

(イ) 回線終端装置の保守の態様による区別

区 別	内 容
保守メニュー 2-1	Group-Etherサービスの営業時間（土曜日、日曜日及び祝日（国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日をいいます。）を除く毎日午前9時から午後5時までの時間をいいます。以下、この欄において同じとします。）に、そのVPNアクセスサービス契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、その受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理又は復旧を行うもの
保守メニュー 2-2	保守メニュー2-1以外のもの

備考 VPNアクセス契約者は、そのVPNアクセス契約について、同一月において複数回の回線終端装置の保守の態様による細目の変更（その細目の変更と同時に品目の変更を行う場合を除きます。）の請求を行うことはできません。

<p>(3) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用</p>	<p>ア VPNアクセス契約に係るサービスには、最低利用期間があります。</p> <p>イ VPNアクセス契約者は、第15条（最低利用期間）に規定する最低利用期間内にVPNアクセス契約の解除があった場合には、第31条（利用料の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する定額利用料（基本額に限りません。以下、この欄において同じとします。）に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ VPNアクセス契約者は、最低利用期間内にVPNアクセス契約の利用形態等の変更があった場合は、その変更について、変更前の定額利用料から変更後の定額利用料の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p> <p>エ ウの場合において、当社は、VPNアクセス契約の利用形態等の変更と同時にその加入者回線に係る終端の場所において、VPNアクセス契約に係る加入者回線の 신설又はVPNアクセス契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の加入者回線に係るVPNアクセス契約の定額利用料を合算して行います。</p>						
<p>(4) 長期継続利用に係る定額利用料の適用</p>	<p>ア 当社は、VPNアクセス契約者（メニュー2に係る者は除きます。以下本欄において同じとします。）から、そのVPNアクセス契約（メニュー2に係るものは除きます。以下本欄において同じとします。）について、次表に定める期間の継続利用（以下この欄において「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間における定額利用料（基本額に限りません。以下、この欄のアからカにおいて同じとします。）については、2（料金額）2-1（定額利用料）に規定する定額利用料の額から同表に規定する額を減額して適用します。</p> <table border="1" data-bbox="571 1263 1273 1505"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>継続して利用する期間</th> <th>定額利用料の減額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2年利用</td> <td>2年間</td> <td>2-1に規定する定額利用料の額に0.13を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 長期継続利用に係る定額利用料については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日（VPNアクセス契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、そのVPNアクセスサービスの提供を開始した日）から適用します。</p> <p>ウ 長期継続利用に係る定額利用料の適用の対象となる期間（以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。）には、VPNアクセスサービスの利用停止があった期間を含むものとします。</p> <p>エ 当社は、長期継続利用に係るVPNアクセス契約の解除があった場合には、長期継続利用を廃止します。</p> <p>オ 長期継続利用に係るVPNアクセス契約者は、利用形態等の変更によりそのVPNアクセス形態に係る定額利用料の額が減少した場合又は長期継続利用の廃止があった場合には、それぞ</p>	種類	継続して利用する期間	定額利用料の減額（月額）	2年利用	2年間	2-1に規定する定額利用料の額に0.13を乗じて得た額
種類	継続して利用する期間	定額利用料の減額（月額）					
2年利用	2年間	2-1に規定する定額利用料の額に0.13を乗じて得た額					

れ次に掲げる額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

区 分	支払いを要する額
(ア) 定額利用料が減少した場合	残余の期間に対応する定額利用料差額(減少前の定額利用料の額から減少後の定額利用料の額を控除して得た額をいいます。)に0.35を乗じて得た額。
(イ) 長期継続利用の廃止があった場合	残余の期間に対応する廃止前の定額利用料の額に0.35を乗じて得た額
備考 この表に規定する定額利用料は、アの規定を適用した後の額とします。	

カ オの場合において、(3)欄に係るVPNアクセス契約の解除又はVPNアクセス契約の利用形態等の変更があった場合の支払を要する額については、次の通りとします。

オの規定により算出した額と(3)欄の規定により支払いを要する額のうち、いずれか高額となる額

キ 長期継続利用期間の満了後の定額利用料はアで算出した額を継続して適用する他はこの欄の規定を適用せず、料金表通則を適用します。

(5) 定額利用料の適用	当社は、1の加入者回線ごとに定額利用料(基本額に限ります。)を適用します。 ただし、保守メニュー1-2及び2-2利用の場合は、1の加入者回線ごとに加算額を合算して適用します。
--------------	--

2 料金額

2-1 定額利用料

2-1-1 基本額

(1) カテゴリー1のもの

ア クラス1のもの

(ア) タイプ1のもの

① コース1のもの

1 契約ごとに月額

区 分		料 金 額
メニュー1のもの	プラン1のもの	51,520円(55,641.6円)
	プラン2のもの	39,600円(42,768円)
メニュー2のもの		24,500円(26,460円)

② コース2のもの

1 契約ごとに月額

区 分		料 金 額
メニュー1のもの	プラン2のもの	33,700円(36,396円)
メニュー2のもの		18,000円(19,440円)

(イ) タイプ2のもの

① メニュー1のプラン2のもの

A 加入者回線が東日本電信電話株式会社に係るもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
1.5Mb/sのもの	26,250円(28,350円)
8 Mb/sのもの	26,250円(28,350円)
12Mb/sのもの	26,250円(28,350円)
40Mb/sのもの	26,250円(28,350円)
47Mb/sのもの	26,250円(28,350円)

B 加入者回線が西日本電信電話株式会社に係るもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
1.5Mb/sのもの	26,250円(28,350円)
8 Mb/sのもの	26,250円(28,350円)
12Mb/sのもの	26,250円(28,350円)
24Mb/sのもの	26,250円(28,350円)
40Mb/sのもの	26,250円(28,350円)

47Mb/sのもの	26,250円(28,350円)
-----------	------------------

② メニュー2のもの

A 加入者回線が東日本電信電話株式会社に係るもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
1.5Mb/sのもの	18,000円(19,440円)
8 Mb/sのもの	18,000円(19,440円)
12Mb/sのもの	18,000円(19,440円)
40Mb/sのもの	18,000円(19,440円)
47Mb/sのもの	18,000円(19,440円)

B 加入者回線が西日本電信電話株式会社に係るもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
1.5Mb/sのもの	18,000円(19,440円)
8 Mb/sのもの	18,000円(19,440円)
12Mb/sのもの	18,000円(19,440円)
24Mb/sのもの	18,000円(19,440円)
40Mb/sのもの	18,000円(19,440円)
47Mb/sのもの	18,000円(19,440円)

イ クラス2のもの

(ア) タイプ1のもの

① コース1のもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額	
メニュー1のもの	プラン1のもの	41,420円(44,733.6円)
	プラン2のもの	29,500円(31,860円)
メニュー2のもの	14,400円(15,552円)	

② コース2のもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額	
メニュー1のもの	プラン2のもの	26,900円(29,052円)
メニュー2のもの		11,200円(12,096円)

(イ) タイプ2のもの

① メニュー1のプラン2のもの

A 他社接続契約者回線が東日本電信電話株式会社に係るもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
1.5Mb/sのもの	19,450円(21,006円)
8 Mb/sのもの	19,450円(21,006円)
12Mb/sのもの	19,450円(21,006円)
40Mb/sのもの	19,450円(21,006円)
47Mb/sのもの	19,450円(21,006円)

B 他社接続契約者回線が西日本電信電話株式会社に係るもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
1.5Mb/sのもの	19,450円(21,006円)
8 Mb/sのもの	19,450円(21,006円)
12Mb/sのもの	19,450円(21,006円)
24Mb/sのもの	19,450円(21,006円)
40Mb/sのもの	19,450円(21,006円)
47Mb/sのもの	19,450円(21,006円)

② メニュー2のもの

A 他社接続契約者回線が東日本電信電話株式会社に係るもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
1.5Mb/sのもの	11,200円(12,096円)
8 Mb/sのもの	11,200円(12,096円)
12Mb/sのもの	11,200円(12,096円)
40Mb/sのもの	11,200円(12,096円)
47Mb/sのもの	11,200円(12,096円)

B 他社接続契約者回線が西日本電信電話株式会社に係るもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
1.5Mb/sのもの	11,200円(12,096円)
8 Mb/sのもの	11,200円(12,096円)
12Mb/sのもの	11,200円(12,096円)

24Mb/sのもの	11,200円(12,096円)
40Mb/sのもの	11,200円(12,096円)
47Mb/sのもの	11,200円(12,096円)

- (2) カテゴリー2のもの
 ア クラス1のもの
 (ア) タイプ1のもの
 ① コース1のもの

1 契約ごとに月額

区 分		料 金 額
メニュー1のもの	プラン1のもの	46,950円(50,706円)
	プラン2のもの	36,100円(38,988円)

- ② コース2のもの

1 契約ごとに月額

区 分		料 金 額
メニュー1のもの	プラン2のもの	30,200円(32,616円)

- (イ) タイプ2のもの
 ① メニュー1のプラン2のもの

1 契約ごとに月額

区 分		料 金 額
メニュー1のもの	プラン2のもの	22,750円(24,570円)

- イ クラス2のもの
 (ア) タイプ1のもの
 ① コース1のもの

1 契約ごとに月額

区 分		料 金 額
メニュー1のもの	プラン1のもの	36,850円(39,798円)
	プラン2のもの	26,000円(28,080円)

- ② コース2のもの

1 契約ごとに月額

区 分		料 金 額
メニュー1のもの	プラン2のもの	23,400円(25,272円)

- (イ) タイプ2のもの

① メニュー1のプラン2のもの

A 他社接続契約者回線が東日本電信電話株式会社に係るもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
1.5Mb/sのもの	15,950円(17,226円)
8Mb/sのもの	15,950円(17,226円)
12Mb/sのもの	15,950円(17,226円)
40Mb/sのもの	15,950円(17,226円)
47Mb/sのもの	15,950円(17,226円)

B 他社接続契約者回線が西日本電信電話株式会社に係るもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
1.5Mb/sのもの	15,950円(17,226円)
8Mb/sのもの	15,950円(17,226円)
12Mb/sのもの	15,950円(17,226円)
24Mb/sのもの	15,950円(17,226円)
40Mb/sのもの	15,950円(17,226円)
47Mb/sのもの	15,950円(17,226円)

2-1-2 加算額

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
保守メニュー1-2	3,000円(3,240円)
保守メニュー2-2	1,000円(1,080円)

第2 手続きに関する料金

1 適用

区 分	内 容		
手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。		
		種 別	内 容
		譲渡承認手数料	利用権の譲渡の承認の請求をし、その承認を受けたときに支払いを要する料金

2 料金額

料 金 種 別	単 位	料 金 額
譲渡承認手数料	1 のGroup-Ether サービス契約ごとに	800円 (864円)

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

区 分	内 容								
(1) 工事費の算定	工事費は、施工した工事に係るネットワーク工事費、アクセス回線工事費、回線調整工事費及び開通サポート工事費を合計して算定します。								
(2) アクセス回線工事費、ネットワーク工事費及び回線調整工事費の適用	<p>アクセス回線工事費、ネットワーク工事費及び回線調整工事費は、次の場合に適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア アクセス回線工事費</td> <td>加入者回線又は他社接続契約者回線の工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>イ ネットワーク工事費</td> <td>交換機等に関する工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>ウ 回線調整工事費</td> <td>タイプ2について、当社が別に定めるところにより回線調整（回線収容替え、ブリッジタップはずし又は保安器の変更等を行うことをいいます。）に関する工事を行った場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	適 用	ア アクセス回線工事費	加入者回線又は他社接続契約者回線の工事を要する場合に適用します。	イ ネットワーク工事費	交換機等に関する工事を要する場合に適用します。	ウ 回線調整工事費	タイプ2について、当社が別に定めるところにより回線調整（回線収容替え、ブリッジタップはずし又は保安器の変更等を行うことをいいます。）に関する工事を行った場合に適用します。
区 分	適 用								
ア アクセス回線工事費	加入者回線又は他社接続契約者回線の工事を要する場合に適用します。								
イ ネットワーク工事費	交換機等に関する工事を要する場合に適用します。								
ウ 回線調整工事費	タイプ2について、当社が別に定めるところにより回線調整（回線収容替え、ブリッジタップはずし又は保安器の変更等を行うことをいいます。）に関する工事を行った場合に適用します。								
(3) 割増工事費の適用	<p>当社は、VPNアクセス契約者から割増工事費を支払うことを条件に次表に規定する時間帯に工事を行ってほしい旨の申出があった場合であって、当社の業務の遂行上支障がないときは、その時間帯に工事を行うことがあります。この場合の割増工事費の額は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、次表に規定する額とします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事を施工する時間帯</th> <th>割増工事費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午後5時から午前0時まで及び午前0時から午前8時30分まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては、終日とします。）</td> <td>その工事に関する工事費の額に1.6を乗じた額</td> </tr> </tbody> </table>	工事を施工する時間帯	割増工事費の額	午後5時から午前0時まで及び午前0時から午前8時30分まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては、終日とします。）	その工事に関する工事費の額に1.6を乗じた額				
工事を施工する時間帯	割増工事費の額								
午後5時から午前0時まで及び午前0時から午前8時30分まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては、終日とします。）	その工事に関する工事費の額に1.6を乗じた額								
(4) 品目及び細目の変更の工事費の適用	<p>ア 品目及び細目の変更（カテゴリー間の変更に係るものに限ります。）の場合の工事費は、変更後の品目及び細目に対応する設備に関する工事に適用します。</p> <p>イ 移転の場合の工事費は、移転先の取付けに関する工事について適用します。</p>								
(5) 開通サポート工事費の適用	当社は、本表(2)欄から(4)欄までの工事費を要する工事と異なる工事であって、当社とGroup-Etherサービス契約者が別に定める内容の工事を行う場合は、開通サポート工事費を適用します。								
(6) 工事費の減額	当社は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様等								

適用

を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。

2 工事費の額

区	分	単位	工事費の額
(1) ネットワーク工事費	ア 下記以外に関する工事の場合	1の工事ごとに	2,000円 (2,160円)
	イ 利用の開始に関する工事の場合	1の工事ごとに	3,000円 (3,240円)
	ウ 細目の変更の場合	1の工事ごとに	1,000円 (1,080円)
(2) アクセス回線工事費	ア クラス1に関する工事の場合	(ア) タイプ1に関する工事の場合	1の工事ごとに 70,100円 (75,708円)
		(イ) タイプ2に関する工事の場合	1の工事ごとに 59,000円 (63,720円)
	イ クラス2に関する工事の場合	1の工事ごとに	42,000円 (45,360円)
(3) 回線調整工事費		1の工事ごとに	別に算定する実費
(4) 開通サポート工事費		1の工事ごとに	別に算定する実費

第3表 附帯サービスに関する料金

第1 利用権に関する事項の証明手数料

区 分	単 位	料金額
証明手数料	1 契約ごとに	300円 (324円)

第2 支払証明書の発行手数料

区 分	単 位	料金額
発行手数料	支払証明書 1 枚ごとに	400円 (432円)